## 5.各様式の記入方法について

## 振込依頼書【様式7】

- ※ 本年度より初めて従事する芸術家は、必ず提出してください
- ※ 令和元年度~3年度に参加実績のある芸術家は、事務局より郵送される「振込口座確認書」に て登録確認を行います。書類を受け取り後、書面の案内に従い、必要な手続きをお取りください
- 本事業へ参加の講師・補助者は、事業ホームページより「振込依頼書【様式 7】」をダウン ロードし、必要事項を記入の上、本人が直接「近畿日本ツーリスト株式会社」へ**郵送にて**提出 してください

※提出先は実施校ではありませんので御留意ください

- ▶提出先および提出方法:「各関係先ごとの事業終了後の手続き」(P12)
- 提出は一人 1口座・1住所 = 1枚のみ(1校ごとに提出は不要)です ※ 原則、一人につき1口座・1住所を超えて依頼書を提出することはできません 単一口座で不都合が生じる場合は、事前に近畿日本ツーリスト株式会社まで御相談ください
- 記入漏れ・押印漏れは再提出となりますので、提出前に必ず確認してください
- 代表者が複数の講師・補助者の様式7をまとめて御郵送いただく場合、個人情報は厳重かつ適正 に管理の上、郵送記録の残る方法(特定記録など)にて御郵送ください
- 記載住所へは、「振込通知書、支払調書、マイナンバー収集の御案内等」を送付いたします 【「マイナンバー収集の御案内等」は、以下の方が対象です】
  - 近畿日本ツーリスト株式会社で「源泉徴収を行う方」
  - 令和 4年度初めて参加の方で、令和 4年 (4~12月) の事業費の支払いが 50,000円を超える見込みの方
  - 令和3年度からの参加で、令和4年1~3月のお支払額と合わせて50,000円を超える見込みの方
  - 令和5年1~3月の事業費の支払い額が50,000円を超える見込みの方 ※事業費=謝金と旅費の合計をさします
    ※すでに近畿日本ツーリスト株式会社宛にマイナンバーの提出済の方は「マイナンバー収集の御案内等」の送付対象者にはなりませんが、複数の御案内が届いた方は、手続きの前に近畿日本ツーリスト株式会社までお知らせください

## 【「支払調書」は、以下の方が対象です】

- 令和 4年度初めて参加の方で、令和 4年 (4~12月) の事業費の支払いが 50,000円を超え る見込みの方
- 令和3年度からの参加で、令和4年1~3月のお支払額と合わせて50,000円を超える見込みの方